

第 2 期大津市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (平成 28 年 7 月変更予定分)

(傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																				
<p>7. 中小商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業名、内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">目標達成のための位置づけ及び必要性</th> <th style="width: 20%;">支援措置の内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">事業名：(仮称)大津駅商業施設整備事業</td> <td style="color: red;">民間事業者</td> <td style="color: red;">アジア諸国をはじめとする広域の観光・交流を呼び込む集いの場としての拠点機能を大津駅に発現させるため、新たな商業施設を整備する事業であり、「大津駅前・湖岸を結ぶ機能の集約・複合化」を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。</td> <td style="color: red;">支援措置の内容：地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業 実施期間：平成28年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名：(仮称)大津駅商業施設整備事業	民間事業者	アジア諸国をはじめとする広域の観光・交流を呼び込む集いの場としての拠点機能を大津駅に発現させるため、新たな商業施設を整備する事業であり、「大津駅前・湖岸を結ぶ機能の集約・複合化」を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容：地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業 実施期間：平成28年度		<p>7. 中小商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業名、内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">目標達成のための位置づけ及び必要性</th> <th style="width: 20%;">支援措置の内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">新規追加</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	新規追加				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																	
事業名：(仮称)大津駅商業施設整備事業	民間事業者	アジア諸国をはじめとする広域の観光・交流を呼び込む集いの場としての拠点機能を大津駅に発現させるため、新たな商業施設を整備する事業であり、「大津駅前・湖岸を結ぶ機能の集約・複合化」を目指す、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容：地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業 実施期間：平成28年度																		
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																	
新規追加																					

※内閣府、経済産業省との協議・調整により記載内容が変更となる可能性があります。